

日 薬 業 発 第 235 号

令和 8 年 8 月 21 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会

副 会 長 渡 邊 大 記

令和 8 年 7 月 17 日から 18 日にかけての大雨に伴う

災害に係る災害救助法の適用について

標記につきまして、社会保険診療報酬支払基金から別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

令和 8 年 7 月 17 日から 18 日にかけての大雨に伴う災害に関する受診時のマイナ保険証又は資格確認書等の取扱い等につきましては、令和 8 年 8 月 20 日付け日薬業発第 234 号にてお知らせしたところですが、今般、別添のとおり社会保険診療報酬支払基金において、状況に応じて診療報酬等明細書情報の第三者への提供の依頼があった場合は、柔軟に対応することが示されました。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

なお、この取扱いにつきましては、厚生労働省保険局保険課と協議済みであることが申し添えられております。

(別添)

- ・ 令和 8 年 7 月 17 日から 18 日にかけての大雨に伴う災害に係る災害救助法の適用について (令和 8 年 8 月 21 日付け事務連絡、社会保険診療報酬支払基金)

重 要 性 分 類 III
事 務 連 絡
令 和 8 年 8 月 21 日

日本薬剤師会 御中

社会保険診療報酬支払基金

令和 8 年 7 月 17 日から 18 日にかけての大雨に伴う
災害に係る災害救助法の適用について

平素は、支払基金の事業運営にご理解とご協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

さて、標記「令和 8 年 7 月 17 日から 18 日にかけての大雨に係る災害」につきましては、令和 8 年 7 月 17 日に災害救助法が適用され、令和 8 年 8 月 20 日に公示されております。

しかしながら、適用日から公示日まで 1 か月経過していることより、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化及び診療報酬等明細書情報の第三者への提供の取扱いを行わないことといたしますが、状況に応じて診療報酬等明細書情報の第三者への提供の依頼があった場合は、柔軟に対応させていただきます。

つきましては、貴会会員への周知方、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、この取扱いにつきましては、厚生労働省保険局保険課と協議済みであることを申し添えます。



令和 8 年 8 月 20 日
内閣府政策統括官（防災担当）

令和 8 年 7 月 17 日から 18 日にかけての大雨に伴う災害に係る 災害救助法の適用について

標記について、以下のとおり災害救助法が適用されましたのでお知らせします。

○災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号適用

令和 8 年 7 月 17 日から 18 日にかけての大雨に伴う災害により、住家に多数の被害が生じたことから、栃木県は 1 市に災害救助法の適用を決定した。

法適用市町村		公示日時点の被害状況	法適用日 (公示日)
栃木県 (1 市)	足利市 (あしかがし)	全壊 1、半壊 176、床上浸水 35	7 月 17 日 (8 月 20 日)

【参考】災害救助法の概要 https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/saigaikyujo_gaiyou.pdf

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者生活再建担当）付

藤田、光井、増田、阿部、中村、石川、打矢、渡部

TEL 03-3503-9394（直通）